

## 令和7年度第2回特別小委員会

### 議事録

開催日時 開催場所	令和7年8月21日（木） 和歌山労働総合庁舎6階会議室	11時49分から 12時34分まで
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	定数3名 定数3名 定数3名

#### ○岡田委員長

では、ただ今から第2回特別小委員会を開催します。  
初めに、本日の委員の出席状況、会議の成立状況等について、事務局から報告をお願いします。

#### ○事務局（谷本）

はい。報告します。  
運営規程第5条第4項に、会議の開催要件としまして、公、労、使の各側委員の1名以上を含む過半数の出席となっております。  
本日、公益代表委員3名、労働者側委員3名、使用者側委員3名の御出席ですので要件を満たしており、会議が成立していることを報告いたします。  
また、本小委員会は原則公開となっており、8月19日に傍聴の告示を行いましたが、傍聴希望者はございませんでした。以上でございます。

議題に入る前に資料の確認をさせていただきます。

資料1を御覧ください。資料1は、前回の委員会で一部改正されました運営規程となっております。

資料2は、決定等の必要性に関する形式的審査結果で、第2回本審資料としてお配りしたものと同じです。

資料3は、和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金の改正決定に係る申出書の写しです。申出書の原本は事務局にございますので、御要望があれば御確認いただけます。

資料4は、（仮称）和歌山県百貨店、総合スーパーマーケット、食料品スーパーマーケット最低賃金の決定に係る申出書の写しです。

こちらも、申出書の原本は事務局にございますので、御要望があれば御確認いただけます。

資料5及び6は、7月31日付けの諮問文の写しとなっています。

資料7は、和歌山県の最低賃金の推移の一覧表です。

資料8は、皆様にお配りしている最低賃金決定要覧からの抜粋で、和歌山県の既設の2種類の特定最低賃金の適用となる使用者、労働者の具体的な要件と、令和7年3月までの全国の状況が御覧いただけると思います。以上です。

○岡田委員長

はい。ありがとうございます。

ただ今、事務局から資料の説明がありましたが、資料の説明に関しまして何か御質問等はございますでしょうか。

○芝池委員

特別小委員会の第2回の裏面の会議次第の方なんですけれども、(2)に、和歌山県百貨店、総合スーパーマーケット、ドラッグストアって入っていますが、これドラッグストアは、今回入っておりませんので、それだけお願ひします。

○事務局（谷本）

すみません。間違えています。差し替えます。申し訳ございません。

○岡田委員長

はい、ありがとうございます。

では、会議次第の議題の2番目のところを修正を、ドラッグストアを削除ということでおろしくお願ひいたします。

他はございませんでしょうか。

〈質問等なし〉

○岡田委員長

では、議題に入りたいと思います。

議題、その他含めて議題3つですね。

まず、1番目の議題、和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金の改正決定の必要性について、審議を行います。

初めに事務局から申出内容についての説明をお願いします。

○事務局（谷本）

はい。お配りしました資料3が申出書の写しとなっております。和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金について、現行869円の改正決定を申し出る内容となっております。御承知のとおり、昨年度は改正されませんでしたので、現在は和歌山県最低賃金が適用されております。労働協約ケースになりますが、適用を受けるべき基幹労働者の3分の1以上の合意をもって申し出られたものです。

なお、今回、この特定最低賃金の改正決定の必要性が認められた場合は、最賃法第16条の規定により、地域別最低賃金の改定後の金額を1円でも上回る改定額とする必要がありますので、御承知おきください。

○岡田委員長

はい、ありがとうございます。

ただ今、事務局の事務局の説明につきまして、何か御質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

では、和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金の改正決定の必要性の有無について、御検討お願いたします。

各側の御意見を伺いたいと思いますけれども、使側からお願ひしてよろしいですか。

○児玉委員

申請されているわけですから、労側から。

○岡田委員長

わかりました。では、労側から。

○芝池委員

はい。よろしくお願ひします。

これはですね。既存で令和3年に埋没して、そこから必要性なしということです。それで実際には、和歌山県百貨店、総合スーパーの中でいきますと、1, 2 3 3名の適用労働者がいるという中で、実際問題は、かつて流通業におきましては、百貨店、総合スーパー・マーケットというのが、流通産業の中でも主たる産業として位置づけをされてました。これがかつてから各県で、この特定最低賃金があって、そして今現在は、これが残っているのが、全国で見ても、富山、石川、山口、そして福岡というところで、この百貨店、総合スーパーの特定最低賃金が今でも既存で残っています。和歌山は、4年前に埋没しておりますので、そのまま必要なしということで伺っておりますが、そうは言いましても、流通産業においては、基幹産業、基幹的な業種であるということで、今回申出の方を出させていただいております。

○岡田委員長

よろしいですか。はい。ありがとうございます。では、使側から。

○児玉委員

はい。今の説明は、流通産業は基幹産業であるということの御指摘については、その他にも基幹産業があるであろうということの議論が今までされてきたと思います。加えて今、4年埋没をされたという中で、昨年と今年とその大きな違いがあったのか。基幹産業としての重要性について、状況が変わったのか、昨年の、あるいは、4年前から今日に至るまでの中での、状況が大きく変化したことがあったのか、あるのかどうか。その辺について議論できればと思います。

○岡田委員長

はい。ありがとうございます。

今の使側の意見に対して労側は。

○芝池委員

はい。おっしゃられるように、確かに、この和歌山県内におきまして、かつて

は、例えば百貨店も今は近鉄さんしかないんですけれども、かつては、地場の百貨店もあつたりとか、総合スーパーもオークワさん始め、イオン始め、そういうことが、かつてはそこが結構幅をきかせていました時代がずっときて参りました。確かに今、児玉委員の方から御指摘あったように、今の現状を見た場合に、それが本当にこの百貨店と総合スーパーの2業種で、基幹産業といえるのかどうかという御指摘がございましたが、それは、実際問題、時代背景が変わってきているということもあって、そこに疑問を呈されるということに関しては、これは私から言うのも変な話なんですが、御指摘のとおりだと思います。この後の新設の方の百貨店、総合スーパー、食料品スーパー・マーケットの新設の方なんですけれども、ちょっととイレギュラーかもしれません、そっちの方を先に触れさせてもらっていいですか。

○岡田委員長

一応ちょっとそれはまた後で。関わってくるということで。

○芝池委員

確かにそこは御指摘のとおりだと思いますので、この今、御指摘を受けた課題点に関しては、この後、御審議いただく新設の方でその部分を踏まえて、労側をとしても改善をしているということを、後ほど、御審議いただきたいと思います。

○岡田委員長

はい。ありがとうございます。

公益は何かございますか。大丈夫ですか。したら私からの提案なんんですけど、二つ申し出が出ていて、一つは新設ということなんですが、業種が被っているというところもあって、今、労側の意見もあったようにリンクしているところがあるので、ちょっととイレギュラーではあるんですけど、議題の1をここで一部保留させていただきまして、議題の2の方の議論を進めながら、議題の1についてもどうするかということを話し合っていければというふうに思っているんですけども、使側はその進め方でもよろしいでしょうか。

○児玉委員

昨年の議論を申しますと、まず一つ目の必要性の有無について議論があって、その後に、1番の議論のことを踏まえて、2番についての議論がある。

なぜこれをその重視したいかと言いますと、その根本にあるところの今埋没しているところについての必要性ということについて、まず判断をして、この議論の上に成り立って、2番の議論をするということが、そこにあったと思います。保留というか、説明はする、していただくには、今、新設の部分の説明をされたいということであれば、それはしていただければ結構かと思いますが、まず、1番、2番をセットで議論することではなくて、一つ一つ、けりをつけていくというふうに進められたら。

○岡田委員長

わかりました。そうしましたら、その議題 1 の中で議題の 2 について労側の意見をお聞きするという形で議題の 1 を進めるという形で、それでよろしいでしょうか。はい。わかりました。

では、先ほど言いかけられました議題 2 の内容を議題 2 の話をするんではなくて、議題の 1 の中で議題の 2 の新設の話をしていただくというそういう形で進めたいと思います。あくまでも今の議論は、議題の 1 についての議論ということのままで進めています。

○芝池委員

そして、議題 1 としては、結論を出した上で議題 2 に入ると。

○岡田委員長

はい、そうです。

○芝池委員

そういうことで言いますと、先ほど申し上げましたが、この百貨店、総合スーパーでの部分では、確かにこの和歌山県における流通産業の基幹的産業であるというのは、今現在、確かに私共も言い切れない中にあります。その上で、この後の新設の審議の方に移りたいと思っていますので、この段階では、百貨店、総合スーパー・マーケット、この 2 業種で、本当に和歌山県内における流通産業の主たる産業として、御判断いただけるかどうかというところで、一旦は御審議いただければというふうに思います。

○岡田委員長

はい、ありがとうございます。ということで、労側としても、議題の 1 に関しては必要性なしという結論を出して、次に進んで良いということでよろしいですか。

○芝池委員

はい。

○岡田委員長

使側はそれでよろしいですか。

○児玉委員

はい。

○岡田委員長

では、この特別小委員会の意見といたしましては、和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金については、改正決定の必要性はありとは報告できませんということで、改正なし、必要性なしということで決定したいと思いますけれども、そ

れでよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。では、和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金については、改正決定の必要性ありとすることはできないということを当委員会の意見としたいと思います。

では続きまして、議題の2(仮称)和歌山県百貨店、総合スーパーマーケット、食料品スーパーマーケット、最低賃金の決定の必要性の有無について、検討します。事務局から申出の内容についての説明をお願いしますが、ちょっとここで、何時まで大丈夫かっていうのを確認したいんですけども、この後の御予定がある方は。12時半ぐらいを目途に。では、お願ひします。

#### ○事務局（谷本）

それでは、資料4が申出の写しとなっております。(仮称)和歌山県百貨店、総合スーパーマーケット、食料品スーパーマーケットを対象とする、特定最低賃金の新設を求める申出となっています。公正競争ケースとなっており、企業間、地域間または組織労働者と未組織労働者の間、あるいは正規労働者とパート労働者の大きな賃金格差の是正のためとなっております。以上です。

#### ○岡田委員長

はい、ありがとうございます。こちらの公正競争ケースということになります。ただ今の事務局の説明につきまして、何か御質問等ございませんでしょうか。  
大丈夫ですか。では、(仮称)和歌山県百貨店、総合スーパーマーケット、食料品スーパーマーケット最低賃金の必要性の有無について、御検討をお願いいたします。

では、御意見を伺いたいと思いますけれども。では、労側から。

#### ○芝池委員

はい、よろしくお願ひします。先ほどもございましたが、百貨店、総合スーパーマーケットだけでは、なかなか今の社会背景、経済状況というか、社会背景上、基幹産業とはなかなか言いにくいのではないかということが先ほどございました。

実際、その中では適用労働者数も1,233名という状況です。今回そこに加えて、食料品スーパーマーケットを入れさせていただきました。

これは主たるところ、例えば5年、10年考えた時に、今現在はこの食料品スーパーマーケットというのが、やっぱり各県内、和歌山県内におきましても、皆さんも例えば車で走っていただいたらすぐわかると思うんですけども、相当数の事業場があります。そして、そこに従事する労働者数も8,371名ということで、鉄鋼業種よりも大幅に多い労働者数があります。そして今回、この食料品スーパーマーケットっていうところに主たるところを置いたのは、この食料品スーパーマーケットっていうのは、やはり要するに百貨店も総合スーパーも、食料品スーパーマーケットも主にその売上の構成比として、あるいは、客数においても食料品と扱っているところっていうのが非常に大きなポイントでございます。そこに、労働者数、そして、これを利用する消費者においても、相当なウエイトをとっています。ということは、ここは和歌山県内において主たる産業とい

う位置づけに御判断いただいてもいいのではないかと。逆に言いますと、鉄鋼業以外で和歌山県においてそれほどの産業っていうのは、なかなか見当たらないではないかと。例えば、農業、漁業、林業これは和歌山県の中でも第一産業として相当ウエイトは占めているかもしれません。それを除いた時に鉄鋼業以外で考えると、まず大きくは流通産業。そして、この流通産業の中でも、今掲げているこの百貨店、総合スーパー、マーケット、食料品スーパー、マーケットっていうのは、非常に大きなウエイトを占めてきている。そして、和歌山県内の、県民の中においても非常に重要性のある産業ではないかということで思っております。そこで、さらに加えて、なぜこれを今回申出をしているかと言いますと、今、各産業で人が取れない、人材不足っていうのが出てる大きな問題になっているというのは、ここにいらっしゃる皆さんも御承知のことだと思います。

その中でも、特に加えて流通産業というのが人の採用に非常に苦しんでいる。そして実際、有効求人倍率もこの流通産業は非常に高いわけです。そういう中で、この食料品を皆さん消費者が多く訪れる産業で人材不足、人不足を起こしてしまうとこれは産業だけではなくて、和歌山県民にとっても非常に不都合なことになってくるんではないかと思っております。そういう方からすると、人材の確保するためには、やっぱりこの特定最賃の非常に大きな重要性、労働条件を改善して人を確保して、その産業を維持発展させていくという観点からしても、私が今述べている趣旨っていうのは合致するのではないかというふうに考えております。そこで今回、一応、現状の実態として疎明資料を御用意させていただきましたので、すみません、事務局の方、お配り願えますでしょうか。

たくさん表を載せておりますが、要点だけ御説明させていただきます。一番上段の真ん中と右側、いわゆるその正社員と短時間社員の和歌山県内の卸売業、小売業の部分、その2024年度の賃金構造基本統計調査から引っ張ってきてるんですけども、そこにおきまして、まず時間換算の方で見ていただきたいと思います。そうすると真ん中の一番上、和歌山県内の正社員の卸売業、小売業の一時間あたりの賃金で申し上げますと、その下の全産業の場合は1,813円です。しかし、卸売業、小売業に関しましては、1,659円ということで、大きな隔たりがあるということでございます。そして、短時間におきましては、その右側にございます。二段目、産業計の1,228円に対して、卸売業、小売業の合計の一時間計に関しましては、1,094円とこちらもこの産業間の大きな隔たりがある。ここもこういう点からしましても、先ほどから申し上げるこの3業種の労働者数、そして利用者数、県内におけるその産業の重要性という観点から見ても、この格差というのはやはり埋めていかなければ、今後人々の人材確保っていうのは非常に難しい。今現在でもそういう難しい状況であるというのは伺っております。この特定最低賃金、この3業種で新たに作っていただいて、この産業を、維持、そして発展させていく、現状あるこの人材不足に対して、この特定最賃で少しでもカバーしていくということは、これ和歌山県内においての産業を考える上でも、そして県民のことを考える上でも、十分な必要性があるのでないかというふうに考えております。そして、先ほども若干触れましたが、実際、富山、石川、山口っていうのは、和歌山県と似てるところでいえば、大きな主たる産業というのが中々ない地域です。その中で、やっぱり流通業というのは

生活に密着しているので、こういうところで百貨店、総合スーパーというのが残ってきているのかなっていうのも、若干鑑みられるのかなと思います。今現在は和歌山県におきましては、この特定最低賃金は鉄鋼業しかないです。そういう中で、それでいいのか。和歌山県として、そういう場合に、やはり先ほども申し上げましたけれども、この流通産業っていうのは、それに次ぐ産業ではないか。そして、この流通産業の中でもこの百貨店、総合スーパー、食料品スーパーマーケットっていうのは、再三申し上げますけれども、適用労働者数、そして、県民の利用者数を考えたときに十分にそういう意味を成し得ているのではないかということで、今回御提案申し上げております。以上でございます。

○岡田委員長

はい。ありがとうございます。では、使側からお願いします。

○児玉委員

はい。まず最初に事務局が表題が間違ってたところに、突っ込んで申し訳ないんですが、ドラッグストアということで、昨年の御指定があったと思います。その説明が最初に欲しいところで、今、3業種というお話があつたんですけど、昨年ですとドラッグストアも入つてたと。これをその除いた理由、教えてください。

○岡田委員長

では、労側。

○芝池委員

はい。昨年度は、前任者がこの分類というところ、中分類というところも含めて、ドラッグストアを入れていたんですね。そして逆に、食料品スーパーマーケットが入つていなかつたと思うんです。昨年度は、この分類という意味で言えば、確かにドラッグストアも食料品を扱っています、近年。もっといえば、例えば流通産業でもドラッグストアもあれば、その他もあります。ホームセンターもあります。ただ、そこまでどんどん広げていければいいんですけど、実際問題、あれもこれもって、くつづけていくっていうのは中々手続き上も現実に難しいですね。労働協約にしてもそうですし、かなり難しい現実があります。今回はドラッグストアではなくて、私の観点としては食料品というところ、そして、この食料品をある一定以上を主として取り扱っている業種となつくると、ドラッグストアは主には薬です。食料品はもしくは補助的なものです。この百貨店と総合スーパーマーケットと食料スーパーマーケットが食料品を主として、そして、県民の生活に最も密着したところに絞り込みをさせていただいて、今回御提案させてもらつてます。

○岡田委員長

はい。使側いかがでしょうか。

○児玉委員

はい。食料品スーパーマーケットは、昨年も入ってたと思いますが。

○芝池委員

それはそれどこ入ったんでしたっけ。

○岡田委員長

そうですね、昨年は、間違ってた表題の方で産業分類でいうと、56の561、562、564に、5811。

○芝池委員

昨年、分類に引っ張られてる。

○岡田委員長

ドラッグストア56の方の分類で、プラスで入れられてたんですけど、でも581の58分類の食料品スーパーマーケットも去年から入っていました。

○芝池委員

勘違いでした、一昨年がこれでしたね。

○岡田委員長

はい。

○児玉委員

はい。ドラッグストアを除いた理由もちょっとよくわからなかつたんですけども、コンビニエンスストアっていうのは、あると思いますが、より今や、生活者により密着されているのがコンビニエンスストアっていうのが分類としてありますと。その線引き、県民にとって必要な流通産業、基幹であるっていう、そこの線引きが非常に難しいですよねっていうことが、従来からあって。それが線引きをよりわかりやすくしましたっていうことでは、中々聞こえてこないので、ドラッグストアあるいは議論になかったですけれども、コンビニエンスストアっていうようなところをどう線引きをするんですかっていうことが、非常に分かりにくい。それは我々にとってわかりにくいんじゃなくて、県民にとってもわかりにくい。流通産業っていうことになりますと、ちょっとまだ範囲を広げますけれども、まさに、流通業になっている運送会社の方々で、これについては、昨年2024年問題であったように、大変その労働力確保に苦労されている。それが今、現状でもまだ続いているというふうに伺っております。価格転嫁ができないとか、エネルギーの高騰、もちろん人件費の高騰。そういうところの産業について、見過ごすのかっていうようなことも考え合わせると、この狭い中での議論っていうのは、よりわかりにくいものになっているものではないか。同時に、相当なウエイトを占めてますっていう御説明をすればするほど、それは、よりそこの特別感、特別この賃金を出すということじゃなくて、相当、地方最低賃金も

上がってきますので、その中で十分他の産業とともに人材確保に努めていただきたいなということを申し上げたいと思います。

まずはやっぱり、線引きの明確さっていうことについて、御説明いただけたらと思います。

#### ○岡田委員長

はい、ありがとうございます。3点あったかと思うんですけども、分類の基準として、産業分類でいうと、わかりにくいんじゃないかなっていうところと、2点目なんでしたか。3点目が今の地賃との関係ですよね。2点目なんでしたか、運送業、そうですね。流通、もっと他の産業があるんじゃないかなですね。この3点の労側から御説明をお願いします。

#### ○芝池委員

はい。分類の部分から申し上げますと、確かにじゃあどこで括るんだということなんですけども、流通業というふうにすれば、本当に幅広く入ってきます。今あったように、コンビニ、ホームセンター、ドラッグ、百均。あらゆるジャンルがあります。でも、実際問題、じゃあそれを全部入れて、労働協約ケース、公正競争ケース、いずれにしても現実問題、その手続きっていうのは現状不可能です。ということは、分類にこだわるがゆえ、できないっていうよりも、まずできるところから、着手すべきではないかと。そのできるところっていう中でも優先順位です。要は、私はその分類っていうことで括るんではなくて、これはもう多分整理つかない。ただそれ言ったら製造業なんかそうですね、製造業で言っても、例えば鉄鋼業にしても、結局その業種で括ってます。なので、分類という括りでやろうと思うと、これ未来永劫まではできません、現実問題。なので、今回はゼロよりはできるところで、まずその中でも主たるところっていうところでいうと、私は今回、食料品というところにターゲットを持って、そして、なぜここにターゲットを持っているかというと、再三申し上げているように、労働者数、そして、そこを利用している食料品っていうのは日々利用するところです、県民が。そこで人不足で人が足りないということが起きれば、その生活者が困る。そして、その企業、産業も困る。それをただしていくっていうことが、今回の一番の大きな趣旨でございます。なので、私はその分類間を広げていくということに関しては、ちょっと趣旨が違うなと思っております。それを言い出すと未来永劫出来ません。

2つ目の地賃、運送業ですか。運送業も実際そういう問題があります。これは、運送業は運送業で、私が今回、提案しているこの食料品中心のものとはまた別ものですので、また業種も違います。これは確かにここも人が足りない、取れていない。そして、困っているとわかっています。なので、それは一つ御提案いただいたとして、今後新たに考えていきたいというふうに思います。そして、地賃でいいんじゃないかということなんですけども、実際地賃だけでは、その競争に打ち勝てないから、先ほど疎明資料を出したようなこの産業間格差の賃金格差が出ていると思うんですね、やっぱり、労働者はいい条件のところに行きますので。なので、地賃だけで勝負していくと、結局、ほかの産業に取られて行ってしまう。

だから、この流通業は、圧倒的にその有人競争倍率も高いっていうのが現実としてある。そして今、現場で実際私ども加盟店、流通業たくさんございます。実際、人の採用に困っています。なので、これは、この先もそういうよりリスクが高まっていくので、ここで一つの手として、この特定最賃をこの食料品中心に立ち上げたい、まずは立ち上げたいっていうところでございます。本来ならば使側がおっしゃるように、もっと広くあの含めてやれと思ってるんですけども、これ中々現実問題じゃないので、まずは優先順位をつけて取り組みたいと思ってますので、是非、御理解のほどよろしくお願ひします。

○岡田委員長

はい。ありがとうございます。今の御意見は、分類との基準としては、産業分類でやるのはかなり難しいということで、私は先ほど一番最初の御意見のところで、産業分類というのもあるけれども、もう一つ、この特定最賃の申出をする時の組織労働者の率でいうと、まとまってこれが出来るっていうのが、この食料品スーパー・マーケットっていう百貨店、総合スーパーもちろんんですけども、というところかなというふうに理解をしましたけど、それでよろしかったですか。

はい。流通、運輸のところも重要なだけれども、そこは将来的な課題として、今回は生活に近いところでの食料品というところを重視されたということと、だからこそその地賃ではなく特定最賃でという御意見ということで良かったんでしょうか。はい。使側はいかがですか。

○児玉委員

はい。対象範囲を広げろっていう話をしたつもりではありません。

対象範囲がいろいろ近隣のところで、ドラッグストア、まさにお話しいただいたホームセンター、コンビニ等々との線引きがわかりにくいでよねっていうことを申し上げてるんで。ただ優先順位があるよねっていう話は、そこはそうなんだろうかもしれないんですが。県民にとって、その線引き、なぜここが優先順位が高くて、ここが優先順位が低いっていうことも、非常に線引きがわかりにくっていうお話を申し上げました。運送業については、まさにこの小売業のとこと、運送業というのも全く切り離せない産業でありまして、運送がなかったら小売業も成り立たないわけですから、ここは違うということではなくて、その労働力の確保という意味では、こちらも本当に大事な産業だと思います。それで、資料を御提案というか、御説明いただきましたその3分類と言いますか、卸・小売のところの賃金が、全体からとしても、低位に置かれているという御説明がありました。これについては、当然というても語弊があるかもしれないんですが、特にそのスーパーとかの働きの仕方、仕事の内容、また、時間のこと等パートさんが参入しやすい事業の形態であるので、人手が十分取れてはないんですけども、比較的働いてもらいやすい職場ということで、全体からすると、賃金が低位に置かれてくるのではないかと。その分、今回の地賃が大幅に上がった中で、たいへん危惧と言いますか、我々心配していることは、総合スーパーさんのところが、これまで本当に最低賃金の近傍にいるところがかなり多いわけです。言つてみれば、働いている内容だったり、時間だったりというところに、非常に流動

性といいますか、参入しやすい産業であるがために賃金が低位でもこれまで来てくれたと、それは高くなれば、もちろんさらに来ていただけるんではありますけれども、そこはやっぱり県内全体を見て、全然もっと前のコロナの時にも議論させていただいたんですけど、いわゆる医療介護も含めて地方における基幹となる産業が、賃金だけで都会に流れていく、これも本当に労側からずっと御指摘いただいていることですけれど、地方の基幹となるその産業に人がとどまらないっていうことの対応っていうのは、これはもう本当にしっかり政府として、しっかり全体として考えていかないと、特にその看護とかが、大阪に流れていっても現状にありますので、それは医療報酬の世界なので、この最低賃金の中で議論する話ではないんですが、言いたいのは、重要な産業っていうお話をいただくわけですけれども、全体を目配りすれば、他にもその重要な産業がございますので、その辺を、ここだけ特出しをするということについては、中々説明が難しいであろうということを毎回言わせていただいていることなんです。

○岡田委員長

はい。ありがとうございます。

公益、何か御意見ありますか。はい、ありがとうございます。ではちょっと時間の関係もありますので、お互い、今、意見を出していただいたということで、持ち帰りいただきまして、それぞれの御意見を参考に、労側、使側で意見を取りまとめていただくというふうにしたいと思うんですけれども、それでよろしいですか。事務局もそれで良いですか。

○事務局（谷本）

はい。次回ということであれば、8月25日の月曜日になるかなと思うのですが、御予定は皆様いかがでしょうか。

○濱地委員

何時からですか。

○芝池委員

午前中でしたか。

○事務局（谷本）

はい。8月25日の9時、10時。午前中になるのですが。

○岡田委員長

私は大丈夫です。

9時でよろしいですか。ダメな方いらっしゃいますか。大丈夫ですか。

では、8月25日月曜日の9時からということで。

本日は、結論が得られませんでしたので、後日再度審議ということで。

(仮称)和歌山県百貨店、総合スーパー・マーケット、食料品スーパー・マーケットの最低賃金につきましては、8月25日月曜日9時から再度審議するという

ことにしたいと思います。

○岡田委員長

はい。では、百貨店、総合スーパーについては必要性なしということで、今日決まったということを、確認しておきたいと思います。

では、議題3 その他ですけれども、その他として、何かございませんでしょうか。事務局も大丈夫ですか。

○事務局（谷本）

大丈夫です。

○岡田委員長

はい、では、特にないようですので、これで閉会といたします。次回8月25日、9時ということで、よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。